

市川市監査委員告示第1号

令和6年度第2期財務監査及び行政監査
の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和7年3月31日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	草 薙 信 久
同	中 山 幸 紀
同	加 藤 武 央

令和6年度第2期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項による財務監査
- (2) 地方自治法第199条第2項による行政監査

2 監査の対象

(1) 事務事業の範囲

令和6年度事務事業（必要に応じて過年度の事務も対象とした。）

(2) 対象部署

① 市長公室

秘書課、広報広聴課、カーボンニュートラル推進課

② 企画部

企画課、行政経営・DX課、都市制度推進課、健康都市推進課

③ 財政部

財政課、納税・債権管理課、市民税課、固定資産税課

④ 管財部

管財課、公共施設マネジメント課、契約課、技術管理課、設計監理課

⑤ 情報管理部

情報総務課、情報システム課、情報管理課

⑥ 文化国際部

文化芸術課、文化施設課、美術館構想担当室、東山魁夷記念館、
国際交流課

⑦ スポーツ部

スポーツ計画課、スポーツ推進課、スポーツ施設課

⑧ 経済観光部

経済産業課、デジタル地域通貨担当室、観光振興課、商工業振興課、
農業振興課、動植物園

3 監査の着眼点

(1) 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。

(2) 行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月28日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和6年10月1日から令和7年1月27日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

② 監査委員監査

令和7年1月28日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

<p>※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分</p> <p>指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）</p> <p>指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等</p>

(1) 指摘事項

① 動物園使用料について（経済観光部 動植物園）

市は、大町公園動物園において、キッチンカーによる行商（飲食物の提供）及び業として写真撮影を行う者に対し、市川市都市公園条例第2条第1項に基づき使用の許可をするとともに、市川市使用料条例第2条第1項第5号及び別表第5に基づき使用料を徴収していることから、当該使用料の徴収事務（以下

「本件徴収事務」という。)を調査したところ、滞納が発生しているにもかかわらず、督促状による督促を行っていないことが確認された。

地方自治法第 231 条の 3 第 1 項は、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、長は、期限を指定して督促しなければならない旨規定し、また、市川市財務規則第 43 条第 1 項は、所属長は、調定した歳入（使用料）について納期限を過ぎても納入に至らない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならない旨規定しているが、本件徴収事務はこれらの規定に違反するものである。

よって、納期限までに納付しない者に対しては、これらの規定に基づき督促状により督促を行い、適正な債権管理を行われたい。

また、本件徴収事務においては、電話や再発行納付書の送付により催告を行っているが、その実施内容の記録は担当者が個人で行っているのみで、上司や所属長の決裁を受けていないなど、組織的に情報共有されていないことが確認された。このような事務の進め方では、担当者の突発的な休暇の取得や人事異動により催告の日時や納付の約束等の記録が他の職員に引き継がれないなどの恐れがあり、重複納付や不納欠損の発生につながりかねない状況になっていると言わざるを得ない。

よって、催告や納付の約束等を行った際には、徴収簿等の書類に記録を残し、それをどの職位まで決裁するのか、また、その決裁の頻度をどの程度とするのか等をマニュアルに明示するなどして、組織的な情報共有の下に債権管理を行われたい。

(2) 指導事項

区 分	件 数
歳 入	7
歳 出	0
財 産	1
補助金	11
契 約	7
公 金	19
文 書	3
その他	2
合 計	50

※市川市監査基準等細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。